

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

### 第1号議案 剰余金の処分について

当期の配当金につきましては、安定配当の維持を基本に、業績などを総合的に勘案して、1株につき年間60円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき30円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては1株につき30円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額  
当社普通株式1株につき金 30円                      総額    14,200,451,550円
- 2 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成22年 6月30日

## 第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任について

現任取締役16名は本總會終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役17名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ お しん ご 松 尾 新 吾 (昭和13年5月19日生)	昭和38年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役総務部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 平成21年5月 社団法人九州経済連合会会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 社団法人九州経済連合会会長	24,603株
2	まな べ とし お 眞 部 利 應 (昭和20年5月11日生)	昭和43年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員熊本支店長 平成18年6月 当社取締役執行役員電力輸送本部長 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	20,900株
3	ひ な ご やす みち 日 名 子 泰 通 (昭和19年4月7日生)	昭和43年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役副社長(CSRに関する事項) 現在に至る	22,158株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	だん がみ まもる 段 上 守 (昭和19年12月4日生)	昭和42年4月 当社入社 平成13年7月 当社執行役員川内原子力発電所長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 平成21年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	9,810株
5	ぬき まさ よし 貫 正 義 (昭和20年1月27日生)	昭和43年4月 当社入社 平成15年7月 当社執行役員鹿児島支店長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成21年6月 当社代表取締役副社長お客さま本部長 現在に至る	10,203株
6	ふか ほり よし のり 深 堀 慶 憲 (昭和22年3月21日生)	昭和44年4月 当社入社 平成15年7月 当社執行役員情報通信事業部長 平成18年6月 当社退職 平成18年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 平成20年6月 同上退任 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成21年7月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 現在に至る	9,270株
7	ひら の とし ひこ 平 野 敏 彦 (昭和22年3月23日生)	昭和45年4月 当社入社 平成17年7月 当社執行役員系統運用部長 平成19年6月 当社上席執行役員電力輸送本部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員電力輸送本部長 現在に至る	9,306株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	やま もと はる よし 山 元 春 義 (昭和22年4月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年7月 当社執行役員大分支店長 平成19年6月 当社上席執行役員川内原子力発電所長 平成21年3月 当社上席執行役員川内原子力総合事務所長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員川内原子力総合事務所長 現在に至る	8,206株
9	ふじ なが けん いち 藤 永 憲 一 (昭和25年8月30日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社上席執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 (人事労務、資材、燃料に関する事項) 現在に至る	5,900株
10	みぞ べ さとし 溝 辺 哲 (昭和24年8月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年7月 当社土木部長 平成19年6月 当社執行役員土木部長 平成20年6月 当社上席執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 (土木、総合研究所に関する事項) 現在に至る	7,424株
11	もろ おか まさ とし 諸 岡 雅 俊 (昭和21年8月15日生)	昭和44年4月 当社入社 平成17年7月 当社執行役員玄海原子力発電所長 平成19年6月 当社退職 平成19年6月 日本原燃株式会社取締役 平成21年6月 同上退任 平成21年6月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 現在に至る	5,500株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
12	かじ わら まさ ひろ 梶 原 正 博 (昭和23年7月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年7月 当社電源立地対策部長 平成19年6月 当社執行役員鹿児島支店長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年7月 当社取締役常務執行役員立地本部長 (環境に関する事項) 現在に至る	5,204株
13	うり う みち あき 瓜 生 道 明 (昭和24年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画室電力取引管理グループ長 平成18年6月 当社環境部長 平成19年6月 当社執行役員経営企画室長 平成20年7月 当社執行役員経営企画部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長 現在に至る	9,100株
14	つ がみ けん じ 津 上 賢 治 (昭和26年2月14日生)	昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年6月 同行営業第八部長 平成12年10月 同行退職 平成12年11月 当社入社 平成14年7月 当社海外事業部長 平成19年6月 当社執行役員福岡支店長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 現在に至る	10,600株
15	※ なし だ かず うみ 梨 田 一 海 (昭和23年12月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社総合研究所長 平成19年6月 当社執行役員宮崎支店長 平成21年6月 当社上席執行役員 平成21年7月 当社上席執行役員経営企画本部副本部長 現在に至る	3,900株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
16	※ ちん ぜい まさ なお 鎮 西 正 直 (昭和24年1月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社営業部長 平成18年7月 当社執行役員北九州支店長 平成20年6月 当社退職 平成20年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 現在に至る	7,303株
17	わた なべ あき よし 渡 辺 顯 好 (昭和17年8月10日生)	平成8年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年6月 トヨタ自動車九州株式会社取締役(非常勤) 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年6月 同上退任 平成14年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年5月 社団法人九州経済連合会副会長 現在に至る 平成20年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 現在に至る 平成21年6月 当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長	1,400株

(※印は、新任候補者であります。)

- (注) 1 当社は、松尾新吾氏が会長を務める特定非営利活動法人ジャパン・リターン・プログラムに対して寄附を行っております。
- 2 渡辺顯好氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 渡辺顯好氏につきましては、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、電気事業に対する理解の持ち主として最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。
- 4 渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

### 第3号議案 監査役1名選任について

監査役外村健二氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ やす もと しん じ 安 元 伸 司 (昭和24年2月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社工務部長 平成19年6月 当社執行役員東京支社長 現在に至る	8,506株

(※印は、新任候補者であります。)

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任について

社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やま で かず ゆき 山 出 和 幸 (昭和27年3月28日生)	昭和51年4月 弁護士登録 現在に至る 昭和56年6月 山出和幸法律事務所設立 現在に至る 平成8年4月 福岡県弁護士会副会長(平成9年3月まで) 平成19年3月 鳥越製粉株式会社監査役(非常勤) 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士(山出和幸法律事務所)	なし

- (注) 1 山出和幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を充たしております。
- 2 山出和幸氏につきましては、当社社外監査役に相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、電気事業に対する理解の持ち主として最適な人材であると判断しまして、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 3 山出和幸氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案から第8号議案までは、株主提案（71名）によるものであります。

第5号議案 定款の一部変更について (1)

◆提案内容

第2条（目的）の一部改正

変更内容は以下のとおり。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ｝	(1) ｝
<省 略>	<現行どおり>
(16) <新 設>	(16) <現行どおり>
(17) <省 略>	<u>(17)</u> <u>スマートグリッド事業</u>
<省 略>	<u>(18)</u> <現行どおり>
(18) <省 略>	(19) <現行どおり>

◆提案理由

スマートグリッド（次世代送電網）とは、IT技術による遠隔操作で、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御・管理するシステムで、賢い送電網とも呼ばれている。太陽光などの自然エネルギーを増やしながら安定的に電力供給を行うために必要なシステムで、大きな省エネ効果も期待できる。当社は2010年4月より、離島マイクログリッドシステム（小規模の電力供給網）の実証試験を開始しているが、電力の大量消費地である都市部でのシステムの確立が急がれる。都市部に複数の分散型電源や電力貯蔵システムを組み合わせ、太陽光や風力、マイクロガスタービンや燃料電池等の分散型電源の発電量を需要状況に合わせて制御することで、電力の地域自立が可能となる。そうすることで昼夜を問わず一定の電力消費を強要する大型火電や原発からの撤退も可能となる。スマートグリッド事業は当社が地球環境に優しい電力会社へ転換するための大きな事業である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力・火力・水力などの電源をバランスよく組み合わせることで電力の安定供給を実現しております。また、エネルギーセキュリティの確保や地球温暖化への対応、経済性などを総合勘案し、原子力発電を電源の中核と位置づけ推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーへの取り組みを進めております。

将来、太陽光発電など出力が不安定な分散型再生可能エネルギーが大量に普及した場合においても、高品質・高信頼度の電力供給を維持できるよう、当社は、原子力・火力・再生可能エネルギーなど全ての電源の最適運用を行える九電版スマートグリッドの構築を目指してまいります。これは、定款に定める「電気事業」の一環であります。

なお、当社は、双方向の通信機能を持った低圧新型電子メータの計画的な導入を平成21年度より開始するとともに、太陽光発電の出力変動を把握するためのデータの蓄積・分析、離島マイクログリッドの実証試験など様々な取り組みを既に進めております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第6号議案 定款の一部変更について (2)

### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

### 第7章 その他

(「原子力発電所と健康」問題委員会の設置)

第40条 当会社に、原子力発電所周辺地域を対象とした、心身の健康についての影響を調査・分析・検討する委員会、仮称『「原子力発電所と健康」問題委員会』を設置する。この委員会は、担当取締役のほか、地域住民、保健行政担当者、専門家、消費者等によって構成される。

### ◆提案理由

昨年8月23日発行の『玄海原発対策住民会議ニュース 号外』に、玄海町で白血病増加という、驚くべき指摘がある。人口10万人当たりの白血病死率が全国平均6人、佐賀県同8人、玄海町同30人前後で増加傾向は確かだ。ただ白血病死だけで、現地住民の健康の問題を取り上げるのは不十分で、付近の草木の異常なども含め、幅広く丁寧な環境疫学的調査の蓄積が不可欠となる。原発の通常運転の際にも、排気口や放水口から、放射能は放出され、一度放出された放射能は環境中で、食物連鎖等によって蓄積され、再び私たちのもとに戻ってくる。運転年数が長くなれば、当然、この問題は重要だ。敦賀原発周辺では悪性リンパ腫の増加が指摘され、アメリカやドイツ、イギリスでも、小児がんの増加が報告されている。住民の健康問題の現状を早急に明らかにし、その解決の方策に最大限取り組む必要がある。よって、当社に『「原子力発電所と健康」問題委員会』を設置する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電所から放出される放射性物質については、国の指針に基づき管理目標値を定め、厳重な管理を行っております。その結果、発電所周辺の人が受ける放射線量は0.001ミリシーベルト/年未満と評価され、自然放射線の1/1000未満となっております。

また、原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングでは、当社と自治体が発電所周辺の放射線量を測定するとともに、定期的に周辺の農産物や魚介類等を集めて、放射性物質の濃度を測定し、発電所からの影響を調査しております。これらの調査結果については、定期的に開催される自治体主催の会議において、学識経験者からの指導と助言を頂きながら検討・評価を行っており、問題がないことを確認しております。

以上のことから、発電所から放出される放射性物質により、周辺住民の健康に影響を与えるようなことはありません。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第7号議案 定款の一部変更について (3)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(川内原子力発電所に関する宣言)

第41条 当社は、川内原子力発電所放水口付近の異常な死亡漂着の原因が究明されるまで、川内原子力1・2号機の運転を停止する。また、同時に3号機増設の手続を停止する。

### ◆提案理由

昨年1年間に川内原発1・2号機の温排水放水口付近の海岸では、29匹のサメが死亡漂着した。その他エイやダツの死亡漂着は数100匹に上る。こうした異常な死亡漂着の多発する海岸は他に例がない。原発の温排水関与が疑われるが、住民の訴えにも関わらず当社は原因究明を放置している。また、鹿児島県に提出した川内原発1・2号機の温排水の調査結果に、意図的な等温線の書き換えが行われていたことが判明した。2007年2月以降、少なくとも7回もの書き換えの事実が発覚している。これ等は、当社がかねがね公表している「温排水の1度上昇範囲は2km内外」に無理やり当てはめた結果であり、そうした行為により、川内原発3号機の増設手続における環境影響調査書の信頼性は根底から覆った。よって、川内原発放水口付近の異常な死亡漂着の原因が究明されるまでの間、川内原発1・2号機の運転を停止する。また、同時に3号機増設の手続を停止する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

川内原子力発電所の温排水の拡散状況などの調査データについては、安全協定に基づき、年4回、鹿児島県に提出するとともに公開しております。

当社は、放水口から連続して水温が低下し、表層温度が周辺海水より1℃以上上昇している範囲を「温排水影響域」として水温の分布図に示しており、これまでの調査からほとんどが沖合方向に2km内外にあることが分かっております。なお、この影響域外で表層温度が周辺海水より1℃以上上昇している部分については、複数の水深の水温や塩分の調査結果等を総合的に勘案して「温排水影響域」に含まれるか否かの判断をしており、分布図の「書き換え」を行った事実はありません。

温排水による周辺海域への影響については、プランクトンや海底に生息する海生生物の現況調査等を定期的を実施し、温排水影響域を含め、県主催の会議において、学識経験者からのご意見を頂きながら検討・評価を行っております。この結果、運転開始前からこれまで、海生生物の生息数や種類に大きな変化がないことを確認しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第8号議案 定款の一部変更について (4)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(使用済燃料中間貯蔵施設に係る宣言)

第42条 当社は使用済燃料中間貯蔵施設の建設を行わない。

### ◆提案理由

原発を運転するとその後に、処分できない高レベル放射性廃棄物が残る。100万kW級の原発を1年間運転するとガラス固化体約30本相当の使用済燃料が発生する。広島型原爆の死の灰に換算すると約1000発分である。このガラス固化体は地上で冷却保管され、その後地層処分するというのが国の方針であるが、その量は約4万本となっている。今のペースで原発を利用すると、2020年末頃の使用済燃料の発生量が、ガラス固化体換算で約4万本になる。つまりそれ以上の核のゴミの処分については何も計画がない。そもそも六ヶ所再処理工場はガラス固化で行き詰まり運転再開の目途もたっていない。そうした中で使用済燃料中間貯蔵施設の建設を行うことは、処分するあてのない核のゴミを増やし続けることを意味し、公益企業としては極めて無責任な経営方針といえる。よって当社は、九州の住民を安心させるためにも、この施設の建設を行わないことを宣言する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国にとって、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくためには、使用済燃料を再処理してプルトニウムやウランを回収し、再び燃料として使用する原子燃料サイクルの確立が、ウラン資源の有効利用及び廃棄物低減の観点から不可欠と考えております。

このため、当社の原子力発電所で発生する使用済燃料は、発電所で一時貯蔵した後、基本的には日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場に搬出することとしております。

使用済燃料の中間貯蔵施設は、原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定)において、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能とし、原子燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要であると示されております。事業者である当社においても中間貯蔵施設が必要と考えており、設置に向けた調査・検討を行っております。

なお、六ヶ所再処理工場は、操業開始前の試運転の最終段階で不具合が発生し、しゅん工が予定より遅れておりますが、国内外の技術的知見を結集し、適切に課題解決に取り組むことにより、確実に克服できると考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。